

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 5 年 3 月 1 3 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 勞 働 省 健 康 局
水 道 課

目 次

1. 水道施策の推進について

- (1) 平成25年度水道関係予算（案）等について 1
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興 2
- (3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応 4
- (4) 水道施設の耐震化等の推進 4
- (5) 基礎自治体への権限委譲等について 6
- (6) 水道事業認可・事業評価等について 6
- (7) アセットマネジメントの推進について 8
- (8) 新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの作成状況 9
- (9) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策 10
- (10) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進） 11

2. 水道計画指導について

- (1) 水道の広域化について 13
- (2) 水道の官民連携について 13
- (3) 水道事業者等への指導監督について 14

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

- (1) 水道水質基準等の見直し 15
- (2) 水質事故・健康危機管理 15
- (3) 消毒副生成物前駆物質汚染等による水質事故への対応 16
- (4) 水道水の放射性物質汚染への対応 16
- (5) 耐塩素性病原生物対策の充実 17
- (6) 水質管理の徹底 18
- (7) 貯水槽水道について 19

1. 水道施策の推進について

(1) 平成 25 年度水道関係予算（案）等について

① 公共事業関係（水道施設整備費）

平成 25 年度予算(案)は、いわゆる「15 ヶ月予算」の考え方で、平成 24 年度補正予算と平成 25 年度当初予算（案）を一体的に編成している。平成 24 年度補正予算と平成 25 年度予算（案）を合わせた水道施設整備費は、他府省計上分を含めて対前年度 11 億円増額の 733 億円(101.5%)を計上している。内訳は、簡易水道施設整備費に 245 億円(対前年度 9 億円増額：103.9%)、上水道施設整備費に 399 億円(対前年度 117 億円増額：141.4%)、東日本大震災などの災害復旧費に 89 億円、その他指導監督事務費などに 1 億円となっている。東日本大震災の災害復旧費 85 億円を除いた場合、対前年度 126 億円増額の 648 億円(124.2%)となっている。

東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成 25 年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に 85 億円を一括計上している。平成 24 年度は 200 億円を計上していたが、その大半が執行されずに平成 25 年度に繰り越す予定であるため、平成 25 年度の 85 億円と合わせて被災地の復旧のために迅速に執行していきたいと考えている。

東日本大震災の教訓から緊急に実施する必要性が高い水道施設の耐震化関連事業については、平成 24 年度の東日本大震災復興特別会計に重点計上していたが、平成 24 年 11 月 27 日の復興推進会議において決定された「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」により、水道施設整備に係る経費は復興特別会計に計上することができなくなった。

水道施設整備費の都道府県分は平成 23 年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）となり、耐震化関連事業を除く政令指定都市分については平成 24 年度から一括交付金の対象となったが、平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、一括交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行することが決定されたことに伴い、平成 25 年度予算（案）において水道施設整備に係る事業分を振り替えて計上するとともに、平成 24 年度補正予算に事業の前倒し分を含めて計上している。

○平成 25 年度予算案の概要

百万円(単位未満四捨五入)

区 分	平成24年度 予 算 額	平成24年度 補正予算額	平成25年度 予算額(案)	うち、 復興特別 会 計	補正予算額	対前年度 増△減額
					+	
					予算額(案)	
水道施設整備費	72,188	30,049	43,245	8,502	73,294	1,106
(簡易水道)	(23,536)	(12,383)	(12,068)	(0)	(24,451)	(915)
(上水道)	(28,202)	(17,666)	(22,226)	(0)	(39,892)	(11,690)
(指導監督事務)	(58)	(0)	(57)	(0)	(57)	(△1)
(補助率差額)	(5)	(0)	(10)	(0)	(10)	(5)
(事業調査費)	(36)	(0)	(34)	(2)	(34)	(△2)
(災害復旧費)	(20,350)	(0)	(8,850)	(8,500)	(8,850)	(△11,500)

※ 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計
 ※ 地域自主戦略交付金(一括交付金)の廃止に伴い、平成25年度予算案において水道施設整備に係る事業分としての振り替えを含めて計上。また、平成24年度補正予算に事業の前倒し分を含めて計上。

なお、例年お願いしているが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められており、補助事業の上半期内の契約締結について適切なお配慮をいただきたい。

② 非公共予算関係

- ・水道施設危機管理体制構築事業費(0百万円 → 9百万円)

広域災害への迅速な対応を図るため、全国の水道事業の台帳、図面等を電子化した水道施設の簡易情報共有システムを構築するとともに、災害時の情報集約、応援体制の整備等の危機管理体制を構築する(事業期間：平成25年度～26年度)。

③ エネルギー対策特別会計

- ・上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(環境省計上)

<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(76億円)の内数>

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興

①水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、平成23年度の災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基に再度、精査・集約し、昨年9月に報告書を取りまとめ

た。水道の断水状況については、当初 19 都道県で約 230 万戸と公表しているが、今回の調査で、19 都道県、264 の水道事業者で、約 257 万戸が断水していたことが判明した。現在、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況を整理中であり、この内容と今回の報告書を合わせて、今年度末を目途として最終的な報告書とする予定である。なお、昨年 9 月に発表した報告書は、厚生労働省のホームページに掲載しているので、適宜参照されたい。

②水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。今年度の実施状況は、平成 25 年 2 月末現在、50 の被災事業者（岩手県 20、宮城県 22、福島県 8）から申請があり、59 件の災害査定（通常査定 14、特例査定 45）を実施している。査定後の調査額は、約 1,015 億円（通常査定 14 億円、特例査定 1,001 億円）となっている。

平成 25 年度以降は、福島県内の避難指示解除準備区域や警戒区域内などを中心に災害査定を順次実施する一方で、今年度、特例査定を実施した事業者においては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要となる。

保留解除の手続きについては、平成 24 年 12 月 27 日付け事務連絡「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例における保留解除手続きについて」により提出書類を周知している。また、厚生労働省では、申請書類の内容確認を速やかに行い、2 回目以降の実施設設計協議で省略可能な書類は不要とするなど、各種手続きの簡素化を行い、復興予算の迅速な執行に努めているところである。保留解除の手続きを速やかに行い、国庫補助金を円滑に執行し、迅速かつ計画的な復興を図るためには、関係する県行政部局との連携が不可欠であり、引き続きのご支援・ご協力をお願いします。

被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあり、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、(社)日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業体をマッチングし、支援事業体から被災事業体への職員の派遣により水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の応援にあたっていただいている。協議会に加えて都道府県知事会等のルートを通じて、被災地の支援にあたっていただいている事例も多数あり、関係者の方々には引き続きのご協力をお願いします。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成24年5月1日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について」にて、平成23年11月末までの損害について、先送り事項を除いた部分の賠償基準が東京電力より示されたことの周知を行い、さらに平成24年8月30日付け事務連絡にて、平成24年3月末までを対象とする2回目の請求受付開始連絡があったことを周知している。加えて、平成25年1月31日付け事務連絡にて、3回目の請求受付が平成25年2月中旬に開始され、先送り事項であった減収分及び人件費が対象内容に加わるとの連絡があったことを周知したところである。なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いします。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水の他、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成23年6月16日付けで「放射性物質が検出された上下水道等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付で関係14都県に本件内容を周知した。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成24年1月1日から全面施行され、浄水発生土の処分等についてはこの特別措置法に従い、国（環境省）が指定廃棄物（8千Bq/kgを超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、前出の「考え方」により、製品として安全性評価をされたもの以外への利用は自粛されており、セメント（製品100Bq/kg以下）等でのみ利用が行われている。なお、自粛前に多く有効利用されていた園芸用土・グラウンド土への利用については安全性評価を進めており、一定濃度以下の浄水発生土については当該用途への利用が可能となるよう、今年度中に通知を発出する見通しである。

(4) 水道施設の耐震化等の推進

日本の水道は普及率が97%を超え、国民生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインであり、危機管理対応、震災などの災害への対策を強く求められている。一昨年発生した東日本大震災では、水道施設も甚大な被害を受けたが、耐震性の高い管路や施設にはほとんど被害がなく、改めて耐震化の重要性が認識された。厚生労働省としても引き続き耐震化等に対して支援策を講じるとともに、水道事業者等にその

積極的な推進をお願いしている。

① 水道施設の耐震化の計画的実施

厚生労働省では平成 20 年に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、水道事業者が備えるべき耐震性能を明確化したほか、水道事業者に対し、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成 20 年 3 月厚生労働省水道課）等を参考に耐震化計画を策定すること、並びに「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成 21 年 7 月厚生労働省水道課）を活用し、耐震化対策の推進及び財源の裏付けとなる中長期的な更新計画を策定することをお願いしている。

改正省令では、既存施設については大規模改造のときまでは、改正後の規定を適用しないとされているものの、できるだけ速やかに適合させることが望ましく、水道事業者等においては速やかに既存施設の耐震性能を評価し、耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めていただくようお願いする。

また、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や、破損した場合に影響範囲が大きい重要な施設など、優先的に実施すべき施設の耐震化が早期に完了するよう、その確実な実施を推進していただきたい。

② 全国の基幹施設、管路の耐震化状況（平成 23 年度末）

水道施設の耐震化状況を調査した結果、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月末）現在、水道施設のうち基幹的な施設である浄水場の耐震化率は 19.7%、配水池は約 41.3% となっている。また、基幹的な水道管路の耐震適合性のある管の割合は 32.6% であり、昨年度からわずかに 1.6 ポイントの上昇にとどまっており、地震への備えが進んでいるとはいえない状況にある。さらに都道府県別の耐震適合率を比べると、最も高い神奈川県は 61.3% に対し、最も低い岡山県では 15.4% と地域間、水道事業者間で大きな開きがあり、遅れている地域の底上げが必要な状況といえる。これらの結果は資料に添付したほか、厚生労働省ホームページにおいて公表されているので適宜参照されたい。

なお、平成 23 年 10 月 3 日に公布、施行された「水道法施行規則の一部を改正する省令」において、規則第 17 条の 2 に定める水道事業者が水道の需要者に対して情報提供を行う事項に、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を追加し、年 1 回以上定期に実施することとしているので、水道事業者等において適切に実施されるよう周知、指導等の対応をお願いする。

③ 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、昨年 11 月、厚生労働省水道課、(社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

都道府県行政部局においても、地域一丸となった取組みを検討するなど、貴管内の水道事業者等との連携・協力を行い、耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

④ 水害等への対応

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。今年度は、昨年7月の九州北部豪雨において約11,000戸が断水する被害などが発生し、一昨年7月の新潟・福島豪雨では約50,000戸が断水したほか、9月上旬の台風12号の影響で和歌山県、三重県を中心に約54,000戸が断水する被害などが発生した。水害対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに今一度、危機管理マニュアル等の応急体制を再確認し、都道府県内の水道事業に対する指導をお願いしたい。

(5) 基礎自治体への権限移譲等について

「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）を受け、水道の布設工事監督者の配置及び資格に関する基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準について、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大を行うこととしており、水道事業等を営む地方公共団体が制定する条例に委任する水道法の改正が平成24年4月1日に施行されている。これにより、水道事業等を営む地方公共団体は、施行日（平成24年4月1日）から1年を超えない期間内に基準を条例で定める必要があるので、貴管下水道事業及び水道用水供給事業への指導及び助言につき、遺漏なきようお願いする。

さらに、基礎自治体への権限移譲として、現在は都道府県知事、保健所設置市の市長及び特別区の区長が処理している専用水道の給水開始の届出受理等及び簡易専用水道の給水停止命令等の権限をすべての市へ移譲するため、水道法が改正され、平成25年4月1日に施行される。都道府県から市への今般の権限移譲にあたっては、円滑に事務が引き継がれるよう所要の協力をお願いする。

今後、権限が移譲された市の専用水道、簡易専用水道等の指導監督及び衛生対策等については、貴管内の市における主担当部局と水道事業部局の間で相互に積極的な連携、協力体制が図られるよう、適切な助言をお願いするとともに、移譲後の事務が遺漏無く実施されるよう、当該移譲される市への周知、徹底をお願いする。

(6) 水道事業認可・事業評価等について

① 事業（変更）認可等に係る留意事項について

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量が低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画を検討する必要が生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、都道府県においては、認可（変更）又は届出に係る審査や手続きの際、

貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いします。また、水道事業計画の目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、適切な審査、助言をお願いします。これらの認可（変更）又は届出に係る必要な手続き等については、平成 23 年 10 月 3 日付けで改訂した「水道事業等の認可の手引き」において示している（以下の URL を参照）ので、参考にされたい。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf

② 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施にあたり、これまでに行われた評価制度の確実な定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測に関する調査に基づく勧告（平成 20 年 8 月 8 日）」などを受け、平成 23 年 7 月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、細目）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることを受け、評価にあたっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の客観性担保活動においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られることから、事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

また、地域自主戦略交付金から水道施設整備費に振り替わる事業については、これまで地域自主戦略交付金の対象とされているものとして、その事業等の評価を「地域自主戦略交付金制度要綱第 11」（以下、制度要綱）に基づいて実施されてきたが、今後は制度要綱によらず、水道施設整備事業の評価実施要領の適用対象として取り扱うこととなる。新たに評価対象となる事業について留意していただくとともに、評価書作成のスケジュールに遅延が生じないように、適切に実施していく必要がある。

貴管内の水道事業者及び水道用水事業者に対しては、これら適切な事業評価の実施に係る指導、助言をお願いしますとともに、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

③ ダム検証と今後の動き

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置

し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。

現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成 25 年 2 月 26 日現在、83 ダム事業のうち、54 ダム事業で検証が済み、このうち 36 ダム事業が継続、18 ダム事業が中止となった（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で集計）。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコスト比較などについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

(7) アセットマネジメントの推進について

中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という）を平成 21 年 7 月に公表した。

平成 22 年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった 1,505 事業者のうち、387 事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約 26%となっており、計画給水人口 5 万人未満の事業者については、8%強にとどまっている。

中小の事業者においては、手引きの内容に沿って、すぐにアセットマネジメントを実践するには困難な面もあると考えられることから、平成 24 年度中にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツール（案）を作成することとしており、平成 25 年度の早いうちに全ての水道事業者等へ周知・配布する予定である。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管内水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引き、簡易支援ツール（案）

を活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

(8) 新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの作成状況

① 新水道ビジョンの策定について

「水道ビジョン」は、平成 16 年に策定・平成 20 年に改訂し、我が国の水道が果たすべき役割と目標を定めて、水道関係者はその達成に向けた取り組みを行ってきているが、策定から 8 年以上が経過した現在、平成 23 年 3 月の東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による将来の水道施設のあり方、技術者の不足など、水道が抱える問題は深刻な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、国、都道府県、水道事業者、民間事業者など、水道関係者が一体となって取り組むべき施策等について、50 年、100 年先を見据えた水道の理想像を具現化する示す視点で、「新水道ビジョン」の策定に向けた検討を進めている。

新水道ビジョンの策定にあたっては、厚生労働省健康局長が、有識者・水道事業者・都道府県衛生行政担当者・水道関係団体、消費者の代表者を構成員とした検討会を設置しており、平成 24 年 2 月からこれまでに計 12 回の検討会を開催し、現在、新水道ビジョン案についてのパブリックコメントを募集中（3 月 15 日まで）である。

新水道ビジョン案では、基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、水道事業の外部環境や内部環境の変化を踏まえ、「安全」「強靱」「持続」の観点から、水道の理想像に至る当面の目標点を設定し、関係者の挑戦・連携を推進要素とする様々な方策と役割分担を明示している。

今後、パブリックコメントを踏まえ、3 月 25 日に開催する第 13 回新水道ビジョン策定検討会で審議のうえ内容を確認し、速やかに新水道ビジョンとして公表する予定である。

② 地域水道ビジョンの策定状況

水道が直面する各種の課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であるため、平成 17 年 10 月の水道課長通知により、「地域水道ビジョン」の作成を推奨するとともに、「地域水道ビジョン作成の手引き」をとりまとめ、平成 20 年度頃までを目途に策定することが望ましいとしたところである。

平成 25 年 3 月 1 日現在、「地域水道ビジョン作成の手引き」に示した要件に該当する地域水道ビジョンは、上水道事業 748 事業（677 プラン）、用水供給事業 68 事業（50 プラン）策定されている。なお、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業数の割合は 52%、用水供給事業数割合は 69%、また、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業の現在の給水人口の合計は、102,478,039 人となっており、全

国の上水道事業の合計の86%、同様に、水道用水供給事業における1日最大給水量の合計は、13,331,542m³/日となっており、全国の水道用水供給事業の合計の93%となっている。

未だビジョンを策定されていない水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、できる限り早期に策定に取り組んでいただくようお願いする。

また、既に策定済みの水道事業者及び水道用水供給事業者においては、地域水道ビジョンの目標達成状況及び各実現方策の進捗状況について定期的にレビューし、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて地域水道ビジョンの見直しを行うようお願いする。地域水道ビジョンの策定及び改訂の際には、アセットマネジメントによる検討結果を反映していただくとともに、業務指標（PI）による定量的な分析評価や施策目標の設定についても積極的に取り組まれない。なお、今年度中の新水道ビジョン策定に合わせ、来年度に「地域水道ビジョン作成の手引き」を改訂する予定であることから、当該改訂版を参考に現行水道ビジョンの積極的な見直しをお願いしたい。

更に、各都道府県におかれては、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に、都道府県単位での持続可能な水道のあり方を示す「都道府県版地域水道ビジョン」を積極的に作成することを強力にお願いしたい。都道府県の水道行政主管部(局)による地域水道ビジョンの策定状況は、平成25年3月1日現在、9プラン（北海道、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、奈良県、大阪府、広島県、長崎県）である。

なお、地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているところであり、今後、地域水道ビジョンを策定する際には、その参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

(9) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

① 給水装置の構造及び材質の基準・試験に係る一部改正

水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質に関する基準は、施行令第5条に定められている。さらに、この技術的細目は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）（以下「基準省令」という。）に定められ、また、基準に係る試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年厚生省告示第111号）（以下「試験」という）に定められている。

平成9年に基準省令及び試験が定められて以降、技術の進歩や需要者のニーズにより多様な製品が開発されてきており、時代の変化に合った基準及び試験の見直しが必要となってきたことから、平成24年9月6日に耐圧に関する基準及び逆流防止に関する基準について、基準省令及び試験の一部改正を行った。

厚生労働省では、改正の周知を図るため、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する試験」の一部改正等について（平成24年9月6日健水発0906第5～7号）を発出しているところであり、改めて貴管内の水道事業者等に対して給水装置の構造及び材質に関する改正規定が適正に運用されるよう、指導をお願いする。

② 鉛製給水管の適切な対策について

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきた（直近改正では平成 15 年 4 月に 0.01mg/L に強化）が、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成 19 年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しており、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」ことが望ましい。

平成 22 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 6,898 km、使用戸数が約 415 万件（平成 22 年度水道統計より）となっており、減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替え計画の策定、布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いします。

(10) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

① 日本経済再生本部について

日本経済再生本部は、平成 24 年 12 月 26 日の閣議決定により、日本経済の再生のための司令塔として、昨年末、内閣に設置されたが、平成 25 年 1 月 25 日の第 3 回会合において、「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議の開催も予定されている。同会議では、水も世界最先端インフラ・システムの 1 つとして取り上げられる予定である。

② 厚生労働省の取組

○日本企業の海外市場への売り込み

平成 20 年度から、アジア諸国を対象として水道産業の国際展開推進事業を実施している。本年度は、インド、インドネシアの案件発掘を行うとともに、ミャンマーの基礎調査を開始した。また、相手国政府の協力を得て、東京都、北九州市といった地方公共団体と連携しつつ、相手国の水道事業者を対象とする水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業の紹介を行うことにより、水道産業の海外展開を支援している。本年度は、カンボジアとインドにおいて水道セミナーを開催した。

○企業や水道事業者が自律的に海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

・水道関係機関とのパートナーシップの形成

平成 23 年度から、企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に関する協力体制（パートナーシップ）の形成に取り組む。本年度は、インド、中国等の水道協

会と協力体制を構築するため協議を行った。

- ・官民連携型案件形成調査

平成 23 年度から、個別のプロジェクト形成を支援するため、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募している。本年度はベトナムとラオスの 2 件が採択された（地方公共団体は、北九州市、さいたま市）。来年度も実施する予定であるので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、ご活用いただきたい。

③ 水分野の国際標準戦略

平成 22 年 5 月、「知的財産推進計画 2010」が知的財産戦略本部で決定され、国際標準化の特定戦略分野(7 分野)の一つに水分野が位置づけられた。同年 11 月、国土交通省と連携し、水分野の国際標準戦略を検討するための「水分野国際標準化戦略検討委員会」を設置した。水道については、日本水道協会と連携し、水道部会を設置した。平成 23 年 3 月には、知的財産戦略本部において国際標準化戦略アクションプラン(水分野)が策定され、水道については、設計指針等の日本の設計思想の普及等が盛り込まれた。

平成 23、24 年度は、水分野国際標準化戦略検討委員会・水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、設計指針の海外普及版(要約版)の策定に取り組んだところであり、来年度も引き続き水道分野の国際標準化への対応と日本の水道技術の海外への普及を図ることとしている。

2. 水道計画指導について

(1) 水道の広域化について

人口の減少やそれに伴う水需要の減少、水道職員数の減少など水道を取り巻く厳しい社会状況に対応し、健全な水道事業運営を持続するため、新水道ビジョンでは事業統合や新たな広域化のように連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携である「発展的広域化」を、重点的な実現方策の一つとして位置付けている。

平成20年7月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」では水道整備基本構想を都道府県版の地域水道ビジョンとして位置づけられる内容に見直すことが望ましいとし、構想における事業運営の目標設定の際の視点の一つとして、運営基盤強化のため多様な形態の広域化を検討することとしている。

また、新たな水道広域化の推進に資するため、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」を作成、公表したところである。同手引では、様々なパターンの広域化についてケーススタディを実施し、その効果や費用面の比較等を示しているので、参考にされたい。

なお、広域的水道整備計画については、近年の市町村合併や水資源開発基本計画の改定等により、計画策定時と大幅な乖離を生じている計画が一部見受けられるため、その点について見直しをお願いする。

国庫補助制度においては、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を平成21年度より緩和した。また、平成22年度には、新たに水道広域化促進事業費を創設した（H22採択：宗像地区事務組合、伊賀市 H23採択：岩手中部広域水道企業団、北九州市）。これは、小規模な水道事業の統合を促進するため、小規模水道事業者の老朽化施設の更新・改修に対する補助と、統合の受け皿となる大規模水道事業者等に対しても、統合のインセンティブとするため、水道施設の整備・更新に補助する制度となっているので、各事業者への積極的な活用の促進をお願いする。

(2) 水道の官民連携について

水道事業に対しては、水道法による第三者委託制度や、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、PFI法改正に伴う公共施設等運営権の導入等の各種制度整備が図られたことにより、各事業者は、様々な官民連携の形態を採用できるようになり、これらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。

また、平成23年10月3日付け一部施行した「水道法施行規則の一部改正」において、第三者委託制度の活用促進のため、共同企業体（JV）も第三者委託の受託が可能であることを明確化したこと等を受け、民間活用の際のモニタリングの強化や発注時の性能発注方式等を追記した「第三者委託実施の手引き（改訂版）」を公表した。

さらに、平成22年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会※」を全国各地で実施し、多くの水道関係者に参加いただいた。

これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多

くの参加者より協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。引き続き、本協議会の活用をお願いするとともに、平成25年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、開催希望がある場合は水道計画指導室に問い合わせいただきたい。

厚生労働省では、水道事業の運営基盤強化のためには、広域化や官民連携といった取組みは不可避と認識しており、都道府県においても上記の趣旨等を御承知の上、運営基盤を強化するよう各事業者に指導願いたい。

※平成22年度：仙台市、さいたま市、名古屋市、平成23年度：広島市、福岡市、さいたま市
平成24年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

(3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第39条の規定に基づき、平成12年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施している。

厚生労働省では、平成13年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成23年度は、被災地域以外の水道事業者等を対象に、11の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、7事業者に対し文書による指導を8件、また11事業者に対し口頭での指導を33件行っている。

東日本大震災の関係で監査指導業務が一時見送りとなったため、実施件数は少なくなっている。

文書による主な指導事項としては水質検査に関する事項、水道技術管理者に関する事項、住民対応に関する事項などが挙げられ、その詳細については、今年度の技術管理者研修で公表した。

今年度は、水道ビジョン未作成の事業者を中心に、24の事業者に対して立入検査を実施している。その結果については、取りまとめの上、平成23年度の場合と同様に公表する予定である。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象として研修を実施しており、都道府県の水道行政担当部局に対しても、同研修会の資料を送付（水道課ホームページにも掲載）しているので、管内下水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

水道課ホームページ

「平成24年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2012/>

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水道水質基準等の見直し

平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づいて、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの提供をお願いする。

また、農薬類について、平成 24 年 3 月の厚生科学審議会生活環境水道部会の審議により、今後は検査方法の有無にかかわらず、水道原水から検出される可能性の大きさから、水質基準農薬類、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の 5 分類に再分類することとされた。農薬類の分類は、平成 25 年 4 月から見直す予定であるので、地域の使用実態を踏まえつつ、新たな分類による農薬類の検査の実施をお願いする。

(2) 水質事故・健康危機管理

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 14 年 6 月）を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速・適正な対応をお願いする。

本要領に基づく報告の大半は水道原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例である。また、飲料水に起因する感染症の発生も毎年のように報告されているが、これらの多くは、消毒が不十分であったこと又は設備管理の不備に起因しており、平成 22 年 7 月 23 日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

平成 23 年 4 月 1 日に改正水質汚濁防止法が施行され、水質汚染事故時の措置が強化されたところである。水道水質基準、水質管理目標設定項目等から、現在 56 物質が指定物質に指定され、これまで水質汚濁防止法の有害物質及び油に限られていた事故時の措置が指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設（指定施設）にまで拡大されている。水道水源における原水の水質検査等で水質異常が発生した場合には、環境部局に情報を提供すること等により、原因の究明等必要な対応をお願いする。農薬類については、平成 14 年から農薬取締法に基づく使用規制がかけられていることに留意し、原水から農薬類が検出された場合には、環境部局・農業部局と情報を共有し、関係部局による水道水源上流での農薬の不適正使用対策への協力をお願いする。

また、消費者庁関連法が平成 21 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、水道水の供

給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、当課への速やかな情報提供をお願いします。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を发出しているので参考にされたい。

(3) 消毒副生成物前駆物質等による水質事故への対応

我が国の水道水源の多くは河川水等に依存しているが、上流に大量の化学物質を使用し又は処理する施設がある場合には、上流からの有害物質等の流入によって水質事故が発生し、取水停止や給水停止に至るおそれがある。平成 24 年 5 月には、利根川水系の浄水場で水道水質基準を超過する濃度のホルムアルデヒドが検出され、首都圏の 7 浄水場で取水停止、千葉県で 87 万人が断水被害するという水質事故が発生した。

この原因は、上流の事業場(産業廃棄物処理業者)からの排水に含まれていたヘキサメチレンテトラミンが浄水場の消毒用の塩素と反応してホルムアルデヒドが生成したことであると判明している。

そこで厚生労働省では、同年 7 月に「水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」（座長：眞柄泰基 学校法人トキワ松学園理事長）を設置し、検討を進めた。

検討会では、浄水施設での対応が困難な物質として、ホルムアルデヒドやそれ以外の副生成物を生成しやすい物質その他水質事故の原因となったことがある物質を抽出した。その上で、水質事故に備えた水道における対策のあり方として、排出側での管理の促進に加え、水質事故は発生し得るものとの前提に立ち、給水への影響を最小化する備えが必要という考えのもと、高度浄水処理施設の導入等、水道側での水質事故への対応能力の向上を掲げた。さらに、今後の課題として、水質異常時の対応の考え方、検出実績が少ない有害物質の取扱い、多様な汚染物質に対応した検査方法の開発等が挙げられている。

これらの検討結果を検討会取りまとめとして都道府県及び水道事業者等に周知し、環境行政部局、河川行政部局等、関係する行政部局等との連携強化より、同種の事故の再発防止につなげる予定である。

(4) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成 23 年 12 月 12 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において、内閣府食品安全委員会からの答申を踏まえて、飲料水を含む食品の経口摂取による内部被ばくを許容できる線量以下に管理するための新たな基準値を定めることとされたことを受け、水道水についても平成 24 年 3 月 5 日に水道水中の放射性物質に係る指標等（放射性ヨウ素 300Bq/kg（乳児の摂取は 100Bq/kg）及び放射性セシウム 200Bq/kg）を見直して新たな目標を設定するとともに、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について検討が行われた。

水道水の新たな目標については、食品衛生法に基づく飲料水の基準値との整合を図るとともに、平成 23 年 3 月以降の水道水中の放射能のモニタリング実績を踏まえ、水道施設における管理の可能性を考慮して、セシウム 134 及び 137 の合計で 10Bq/kg を、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標として設定した。また、浄水場の浄水及び取水地点の水道原水を対象に、セシウム 134 及び 137 それぞれについて検出限界値 1Bq/kg の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施や、水道水源や検出状況に応じた検査頻度の設定、管理目標値を超過した場合の原因究明・関係者への周知・飲料水の手配の準備・摂取制限等の対応を定め、管理目標値とともに平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号～第 3 号厚生労働省健康局水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に通知し、平成 24 年 4 月 1 日から適用されている。

水道水中の放射性物質のモニタリングについては、福島県及びその近隣の地域を中心に地方公共団体及び水道事業者等により実施されており、厚生労働省ではこれらの検査結果を取りまとめて、公表を行っている。都道府県においては、引き続き検査結果の報告及び異常時の措置等について対応をお願いします。

(5) 耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成 19 年 3 月に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策を進めていただいている。

平成 9 年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例もある。

平成 24 年 3 月末時点で、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況としては、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれのレベルを判断していない施設が全体の 13%あり、また、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれがある施設（レベル 4 又はレベル 3）のうち 34%が対策を検討中と、対策の充実が急務となっている。

「水道における微生物問題検討会」でクリプトスポリジウム等の新たな検出等の方法として遺伝子検出法及び粉体ろ過濃縮法の採用が了承され、改正検査方法通知が平成 24 年 4 月 1 日から適用されているところであり、定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するとともに、汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、できるだけ早期に水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じるようお願いする。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いするとともに、水質検査計画策定の際に、当該施設における水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方をお願いする。

(6) 水質管理の徹底

① 水質検査の信頼性確保

水道法に基づく水質検査は登録検査機関等に委託して行うことが認められているが、検査料金の行き過ぎた価格競争等により水質検査の信頼性への懸念が生じていることを受けて、平成22年度に「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）を水道課内に設置、水質検査の信頼性を確保するための取組に関する報告書を取りまとめた。現在、報告書に基づく以下の取組等を順次行っているところである。

1) 水道法施行規則の改正

①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、③検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正を平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行されたところである。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の策定に際し、引き続き水道事業者のご指導をお願いする。

2) 検査方法告示の改正及び妥当性評価ガイドラインの発出

水道水質検査において遵守すべき基礎的作業を明確化等するための検査方法告示の改正を行うこととし、検討会での審議を経て平成24年2月28日、3月30日に公布、平成24年4月1日に施行された。

また、水質検査の更なる信頼性を確保するべく、平成24年9月6日に「水道水質検査における妥当性評価ガイドライン」を発出し、各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法を提示したところである。本ガイドラインは平成25年10月1日施行であるので、委託先の検査機関を監督するにあたり、妥当性評価の実施状況を確認するよう、水道事業者のご指導をお願いする。

3) 登録水質検査機関の指導等

登録水質検査機関は、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、検査方法告示や標準作業書に定める手順に従った水質検査が適切に実施されているかについて、日常の業務管理を行うことが重要である。そこで、平成24年度に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会」（座長：西村哲治 帝京平成大学薬学部教授）を開催し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。

また厚生労働省では、従前から実施している外部精度管理調査に加え、平成24年度から登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を開始したところであり、近日中にもその結果を公表する予定である。

改正水道法施行規則では水道水質検査を委託する自治体等においても当該調査等で受託者が適切な水質検査を行っているか確認するべきとされていること

から、水質検査を委託する自治体においても当省の取組を参考にした取組の実施をお願いします。

② 水安全計画の策定による安全確保

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨しており、平成20年5月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成23年度頃までを目途に水安全計画を策定することが望ましいとして、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。

水安全計画は、水源から給水に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備に必要事項を抽出することが可能となる。

しかしながら、平成24年8月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業は9%、策定中の事業は7%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない事業体が多数存在していることが明らかになっている。一方、水安全計画を策定していても、上流域の施設の把握が不十分である場合や、水安全計画が常に安全な水を供給していく上で十分なものになっているかの確認や改善が困難な場合が想定される。

社団法人日本水道協会において、水安全計画策定ガイドラインに基づき、中小規模の水道事業体においても比較的容易に計画を策定できるよう、水安全計画の作成を支援する「水安全計画作成支援ツール」をとりまとめており、厚生労働省のホームページにおいても掲載している。また、未策定の状況について分析等を行い、各水道事業体が水道原水の水質に応じた水道システムの構築に向けた取組に資するよう、支援方を検討することを予定している。未策定の水道事業者等について、当該ツールの活用により水安全計画の策定による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。

また、策定済の水道事業者等については、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

(7) 貯水槽水道について

平成13年の水道法改正により、水道法第14条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定め

られていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成23年度は79.4%であり、近年は80%前後で推移している。都道府県、保健所設置市、特別区毎では、それぞれ77.6%、81.8%、76.5%となっている。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は25.3%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は0.5%であった。

また、小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）の検査受検状況は、平成23年度は3.0%であり、近年は3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、32.6%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省では、更に管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日健水発0325第6号、第8号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局と連携しつつ、貯水槽水道に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いする。

参 考 资 料

参考資料目次

【1-1】平成25年度水道関係予算案について	資- 1
【1-2】東日本大震災からの復旧・復興	資- 5
【1-3】浄水発生土の放射性物質汚染への対応	資- 8
【1-4】水道施設の耐震化等の推進	資- 9
【1-5】水道施設における耐震化の状況（公表資料）	資- 11
【1-6】基礎自治体への権限委譲等	資- 28
【1-7】事業認可等に関する改正等について	資- 29
【1-8】水道におけるアセットマネジメント	資- 30
【1-9】事業評価の適正な実施について	資- 33
【1-10】新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの策定状況	資- 41
【1-11】鉛製給水管の適切な対策について	資- 51
【1-12】水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）	資- 53
【2-1】広域化・官民連携の推進	資- 54
【2-2】広域的水道整備計画の策定及び策定状況について	資- 56
【2-3】水道整備基本構想等の策定及び改定状況について	資- 58
【2-4】水道事業者等に対する指導状況	資- 60
【3-1】飲料水に関する健康危機管理・水質事故	資- 61
【3-2】水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策について	資- 62
【3-3】水道水の放射性物質汚染への対応	資- 62
【3-4】貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進	資- 63
【3-5】水安全計画の概要	資- 64



平成25年度水道関係予算案について

平成25年1月
健康局水道課

公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成24年度 予 算 額	平成24年度 補正予算案	平成25年度 予 算 案	うち、 復興特別 会 計 D	補正予算案 + 予 算 案 E =B+C	前 年 度 増△減額 F =E-A	対前年 度比率 (%) G =E/A
	A	B	C				
水道施設整備費	72,188	30,049	43,245	8,502	73,294	1,106	101.5
簡易水道	23,536	12,383	12,068	0	24,451	915	103.9
上水道	28,202	17,666	22,226	0	39,892	11,690	141.4
指導監督事務費	58	0	57	0	57	△1	98.1
補助率差額	5	0	10	0	10	5	185.2
調査費	36	0	34	2	34	△2	94.4
災害復旧費	20,350	0	8,850	8,500	8,850	△11,500	43.5
※東日本大震災の復旧費等を除いた場合 水道施設整備費	52,184	30,049	34,743	0	64,792	12,608	124.2

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計

注2)：地域自主戦略交付金（一括交付金）の廃止に伴い、平成25年度予算案において水道施設整備に係る事業分としての振り替えを含めて計上。また、平成24年度補正予算案に事業の前倒し分を含めて計上

【国庫補助制度の拡充・重点化等】

1. 【平成24年度補正予算案】

水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進（水道施設整備費補助） 300億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

2. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上）
85億円（200億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。（※平成24年度に執行できなかった経費については、平成25年度に繰り越して使用する予定）

（補助率：80/100～90/100〈財政援助法による嵩上げ〉、1/2）

3. 地震防災対策強化地域等での耐震化の推進【東日本大震災復興特別会計】
0億円(201億円)

〔 本経費は平成24年11月27日の復興推進会議において決定された「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」により復興特別会計に計上できなくなった。 〕

4. 地域自主戦略交付金(一括交付金)の廃止

平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、地域自主戦略交付金(一括交付金)を廃止し、各省庁の交付金等に移行することが決定されたことに伴い、平成25年度予算案において水道施設整備に係る事業分を振り替えて計上している。

非公共関係予算

㊦ 水道施設危機管理体制構築事業費

9百万円

広域災害への迅速な対応を図るため、全国の水道事業の台帳、図面等を電子化し水道施設の簡易情報共有システムを構築するとともに、災害時の情報集約、応援体制の整備等の危機管理体制を構築する。

(実施主体：国)

エネルギー対策特別会計

上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(環境省計上)

<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(76億円)の内数>

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

平成25年度水道関係予算案の概要

厚生労働省健康局水道課

(単位：千円)

事 項	平成24年度 予 算 額 A	平成24年度 補正予算案 B	平成25年度 予 算 案 C	計 D=B+C	対前年度 増△減額 E=D-A	対前年度 比率(%) F=D/A
非公共事業費	156,444	0	141,649	141,649	△ 14,795	90.5
(項) 厚生労働省共通費						
厚生科学審議会(生活環境水道部会)	1,092	0	998	998	△ 94	91.4
(項) 水道安全対策費	144,117	0	129,277	129,277	△ 14,840	89.7
1. 日米環境保護協力協定費	1,122	0	1,122	1,122	0	100.0
2. 水道行政強化拡充費	6,796	0	5,778	5,778	△ 1,018	85.0
3. 水質管理等強化対策費	16,773	0	14,257	14,257	△ 2,516	85.0
4. 水道水源水質対策費	18,209	0	15,478	15,478	△ 2,731	85.0
5. 給水装置等対策費	14,353	0	12,194	12,194	△ 2,159	85.0
6. 水道ビジョン推進事業費	76,284	0	59,176	59,176	△ 17,108	77.6
(改) (1) 水道産業国際展開推進事業費	36,972	0	36,040	36,040	△ 932	97.5
(2) 水道ビジョンフォローアップ事業費	12,143	0	0	0	△ 12,143	0.0
(3) 効率的な更新計画検討事業費	12,110	0	10,293	10,293	△ 1,817	85.0
(4) 水道施設耐震化推進事業費	15,059	0	12,843	12,843	△ 2,216	85.3
7. 水道事業認可等事務取扱費	294	0	147	147	△ 147	50.0
(新) 8. 水道施設危機管理体制構築事業費	0	0	9,275	9,275	9,275	-
(改) 9. 給水装置データベース事業促進費	8,033	0	9,710	9,710	1,677	120.9
10. 給水装置工事主任技術者国家試験費	2,253	0	2,140	2,140	△ 113	95.0
(項) 国際機関活動推進費						
国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	11,235	0	11,374	11,374	139	101.2
公共事業費(他府省計上分含む)	72,188,000	30,049,000	43,245,000	73,294,000	1,106,000	101.5
1. 水道施設整備事業調査費	30,000	0	30,000	30,000	0	100.0
(1) 水道施設設置状況等基礎調査	3,273	0	3,654	3,654	381	111.6
(2) 水道施設整備施工技術動向調査	3,955	0	3,851	3,851	△ 104	97.4
(3) 水道におけるアセットマネジメント導入に関する調査	6,043	0	5,952	5,952	△ 91	98.5
(4) 長期的な水需費を考慮した広域的な水道施設の再構築がイテライズ策定調査	6,409	0	6,307	6,307	△ 102	98.4
(5) 水資源開発施設の有効利用等に関する調査	4,501	0	4,429	4,429	△ 72	98.4
(新) (6) 水道水源危機管理対策に関する検討調査	0	0	5,807	5,807	5,807	-
(7) 浄水処理施設等の最適化等に関する調査	5,819	0	0	0	△ 5,819	0.0
2. 水道施設整備費補助	51,796,600	30,049,000	34,351,000	64,400,000	12,603,400	124.3
(1) 簡易水道等施設整備費補助	23,536,090	12,383,300	12,067,735	24,451,035	914,945	103.9
水道未普及地域解消事業	2,939,120	0	2,992,210	2,992,210	53,090	101.8
簡易水道再編推進事業	15,552,910	9,607,750	6,704,893	16,312,643	759,733	104.0
生活基盤近代化事業	3,963,468	2,274,250	2,137,944	4,412,194	448,726	111.3
閉山炭鉱水道施設整備事業	63,000	0	4,000	4,000	△ 59,000	6.3
簡易水道施設整備費(沖縄分)	1,017,592	501,300	228,688	729,988	△ 287,604	71.7
(2) 水道水源開発等施設整備費補助	28,202,180	17,665,700	22,226,025	39,891,725	11,689,545	141.4
水道水源開発施設整備費	2,092,136	1,389,000	5,832,781	7,221,781	5,129,645	345.2
水道水源開発施設整備費(水資源機構分)	4,942,000	56,000	2,624,000	2,680,000	△ 2,262,000	54.2
水道広域化施設整備費	3,661,947	2,207,000	2,640,000	4,847,000	1,185,053	132.4
高度浄水施設等整備費	998,700	1,284,000	2,633,150	3,917,150	2,918,450	392.2
水道水源自動監視施設等整備費	121,300	74,000	26,000	100,000	△ 21,300	82.4
ライフライン機能強化等事業費	15,078,189	11,807,000	7,269,482	19,076,482	3,998,293	126.5
上水道施設整備費(沖縄分)	1,307,908	848,700	1,200,612	2,049,312	741,404	156.7
(3) 指導監督事務費補助	58,330	0	57,240	57,240	△ 1,090	98.1
3. 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	5,400	0	10,000	10,000	4,600	185.2
4. 水道施設整備事業調査諸費	6,000	0	4,000	4,000	△ 2,000	66.7
5. 水道施設災害復旧事業費補助	20,350,000	0	8,850,000	8,850,000	△ 11,500,000	43.5
水道関係予算合計	72,344,444	30,049,000	43,386,649	73,435,649	1,091,205	101.5

注 公共事業費については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、群馬・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

平成25年度水道施設整備費予算案の概要(公共事業)

(単位:千円)

事 項	平成24年度 当初予算額 A	平成24年度 補正予算案 B	平成25年度 予 算 案 C	計 D=B+C	対前年度 増△減額 E=D-A	対前年度 比率(%) F=D/A
1. 水道施設整備事業調査費	30,000	0	30,000	30,000	0	100.0%
2. 水道施設整備費補助	51,796,600	30,049,000	34,351,000	64,400,000	12,603,400	124.3%
(1)簡易水道等施設整備費補助	23,536,090	12,383,300	12,067,735	24,451,035	914,945	103.9%
水道未普及地域解消事業	2,939,120	0	2,992,210	2,992,210	53,090	101.8%
簡易水道再編推進事業	15,552,910	9,607,750	6,704,893	16,312,643	759,733	104.9%
生活基盤近代化事業	3,963,468	2,274,250	2,137,944	4,412,194	448,726	111.3%
閉山炭鉱水道施設整備事業	63,000	0	4,000	4,000	△ 59,000	6.3%
簡易水道施設整備費(沖純分)	1,017,592	501,300	228,688	729,988	△ 287,604	71.7%
(2)水道水源開発等施設整備費補助	28,202,180	17,665,700	22,226,025	39,891,725	11,689,545	141.4%
水道水源開発施設整備費	2,092,136	1,389,000	5,832,781	7,221,781	5,129,645	345.2%
水道水源開発施設整備費(水資源機構分)	4,942,000	56,000	2,624,000	2,680,000	△ 2,262,000	54.2%
水道広域化施設整備費	3,661,947	2,207,000	2,640,000	4,847,000	1,185,053	132.4%
高度浄水施設等整備費	998,700	1,284,000	2,633,150	3,917,150	2,918,450	392.2%
水道水源自動監視施設等整備費	121,300	74,000	26,000	100,000	△ 21,300	82.4%
ライフライン機能強化等事業費	15,078,189	11,807,000	7,269,482	19,076,482	3,998,293	126.5%
上水道施設整備費(沖純分)	1,307,908	848,700	1,200,612	2,049,312	741,404	156.7%
(3)指導監督事務費補助	58,330	0	57,240	57,240	△ 1,090	98.1%
3. 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	5,400	0	10,000	10,000	4,600	185.2%
4. 水道施設整備事業調査諸費	6,000	0	4,000	4,000	△ 2,000	66.7%
5. 水道施設災害復旧事業費補助	20,350,000	0	8,850,000	8,850,000	△ 11,500,000	43.5%
水道施設整備費 合計	72,188,000	30,049,000	43,245,000	73,294,000	1,106,000	101.5%

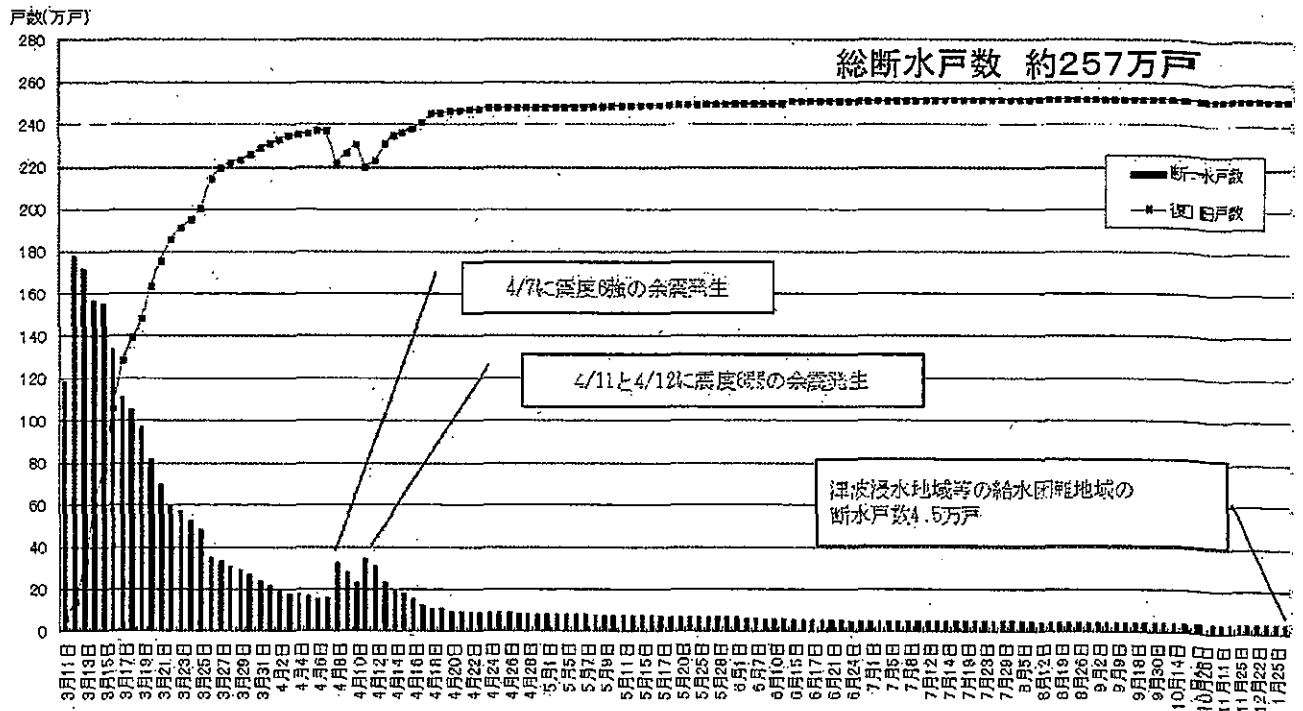
注:内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、釧路・奄美、水資源機構)及び復興庁(東日本大震災復旧事業)計上分を含めた水道施設整備費の総額

(参考)府省庁別計上内訳

府 省 名	平成24年度 当初予算額 A	平成24年度 補正予算案 B	平成25年度 予 算 案 C	計 D=B+C	備 考
厚生労働省	37,999,000	27,840,000	26,345,000	54,185,000	
内 閣 府 (沖純分)	2,328,000	1,350,000	1,431,000	2,781,000	
国土交通省(北海道)	4,999,000	486,000	2,879,000	3,365,000	
(釧路・奄美)	1,916,000	317,000	1,464,000	1,781,000	
(水資源機構)	4,942,000	56,000	2,624,000	2,680,000	
復興庁	20,004,000	0	8,502,000	8,502,000	
合 計	72,188,000	30,049,000	43,245,000	73,294,000	

東日本大震災における水道の被害状況

19都道県264水道事業者で約257万戸が断水



断水戸数・復旧戸数の推移

東日本大震災における水道施設被害の主な特徴

※原発事故関係は除く

(1) 津波による沿岸部の被害

- ・津波被害による施設・設備の流失、故障
- ・水源の井戸水の塩化物イオン濃度上昇
- ・水管橋の損壊、流失

(2) 耐震性の低い構造物の被害

(3) 地盤の液状化による被害

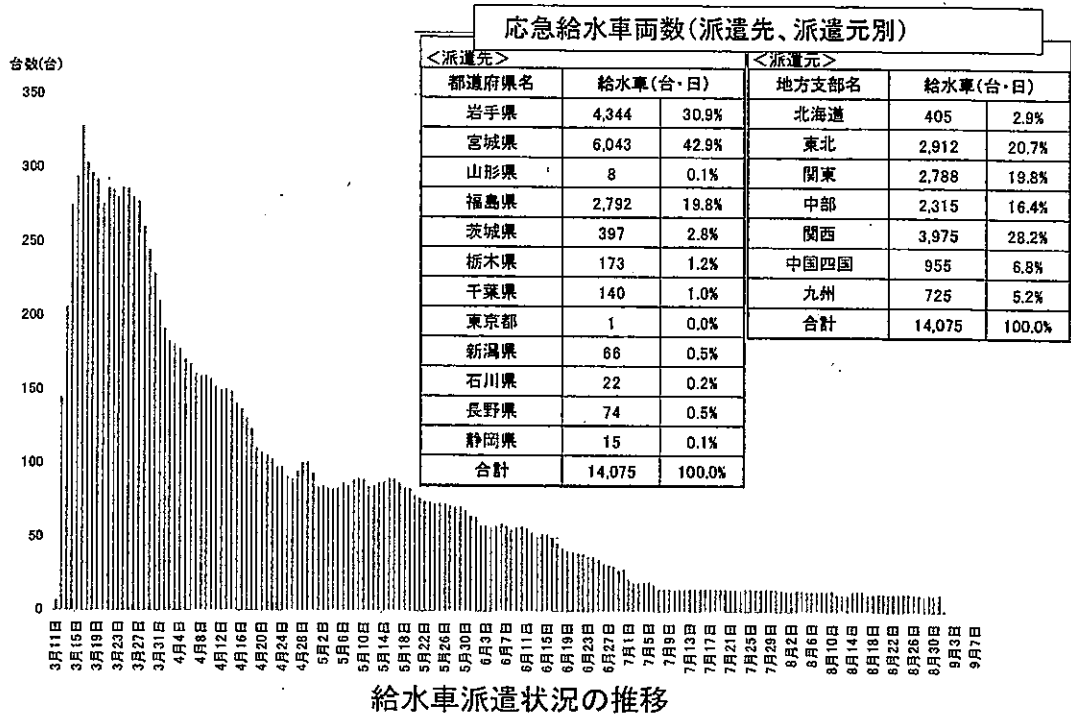
(4) 地震動による構造物の被害は比較的軽微

- ・地盤の液状化が見られた箇所以外の浄水場等の池状構造物では大規模な被害は少なかった

(5) 耐震管は優れた耐震性能を発揮

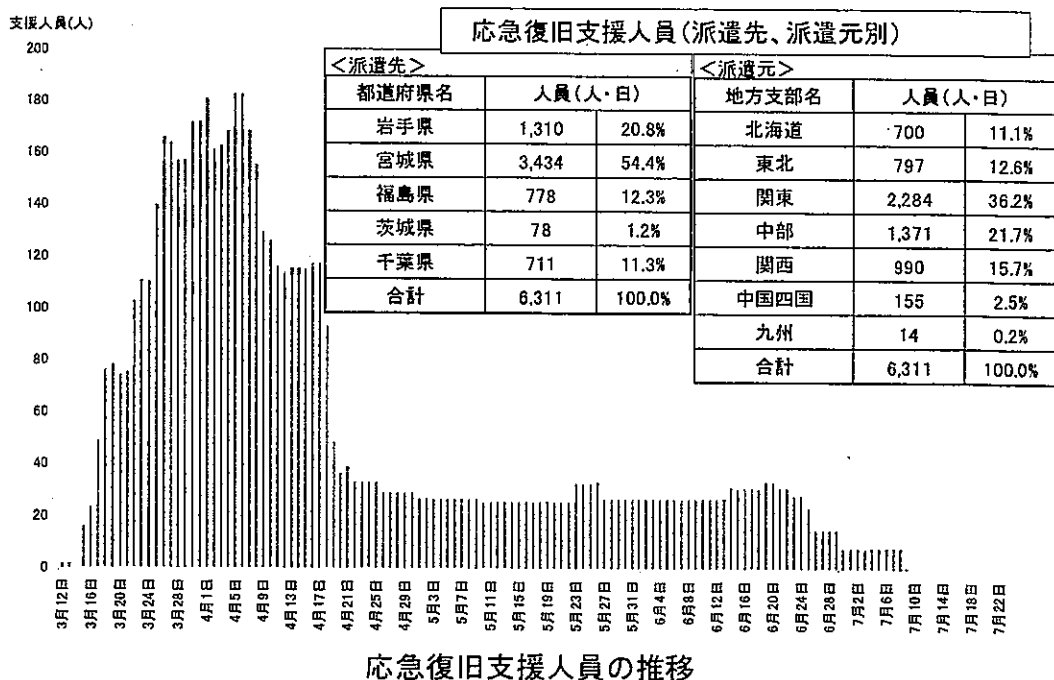
東日本大震災における給水車の派遣状況

- ・ 発災直後から2週間ぐらいまでがピーク
- ・ 給水車の約94%が岩手県、宮城県、福島県で活動



東日本大震災における応急復旧支援

- ・ 3月下旬から4月中旬までがピーク
- ・ 支援人員の約88%が岩手県、宮城県、福島県で活動



水道の復旧・復興支援（マッチング）

水道復興支援連絡協議会による基本的な支援体制

被災事業者の応援要請に基づき支援事業者をマッチング

被災水道事業者



支援水道事業者

支援事業者は職員派遣による技術協力等で支援

復旧支援状況

平成25年1月時点

	被災事業者等	支援事業者等
岩手	大船渡市	八戸圏域水道企業団
	陸前高田市	名古屋市、大阪市
	大槌町	神戸市
	釜石市	北九州市、盛岡市
	田野畑村	深谷市
	県	東京都、埼玉県
	宮城	南三陸町
七ヶ浜町		新潟市
石巻地方広域水道企業団		北見市、秋田市、酒田市、川口市、北千葉広域水道企業団、武蔵野市、横浜市、神奈川県内広域水道企業団、春日那珂川水道企業団、さいたま市、菊池市、
山元町		横浜市
亘理町		豊田市
女川町		要請あり
県		埼玉県、三重県、大阪府、愛知県、神奈川県、香川県、石川県、沖縄県
福島	南相馬市	所沢市、七尾市
	県	愛知県、大阪広域水道企業団(H25.4～H27.3予定)
その他(石巻市、南三陸町)	現地水質検査チーム (財)水道技術研究センター、横浜市	

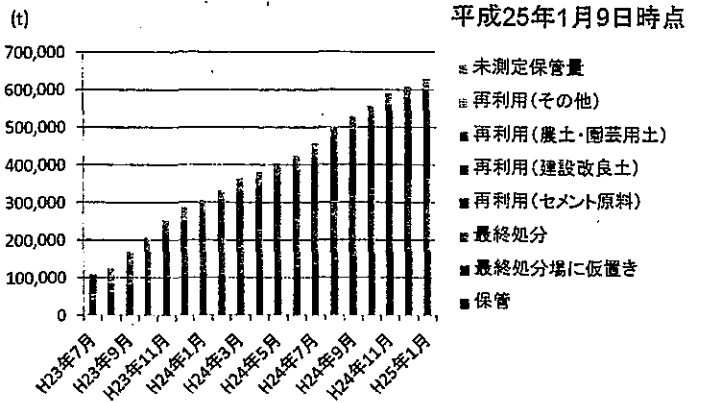
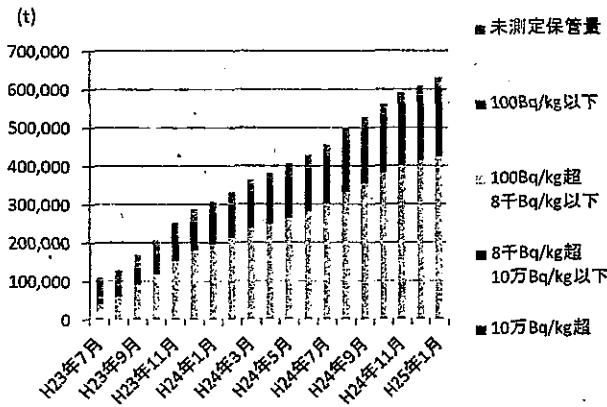
復興支援連絡協議会に参加する水道関係者のバックアップ

連絡協議会参加者

- ・有識者
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・福島県
- ・(社)日本水道協会
- ・水道技術研究センター
- ・全国上下水道コンサルタント協会
- ・厚生労働省

※下線は、連絡協議会以外(知事会、市長会等)を通じた人的支援、斜体字は現地支援を終了した事業者

浄水発生土の放射性物質汚染への対応



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

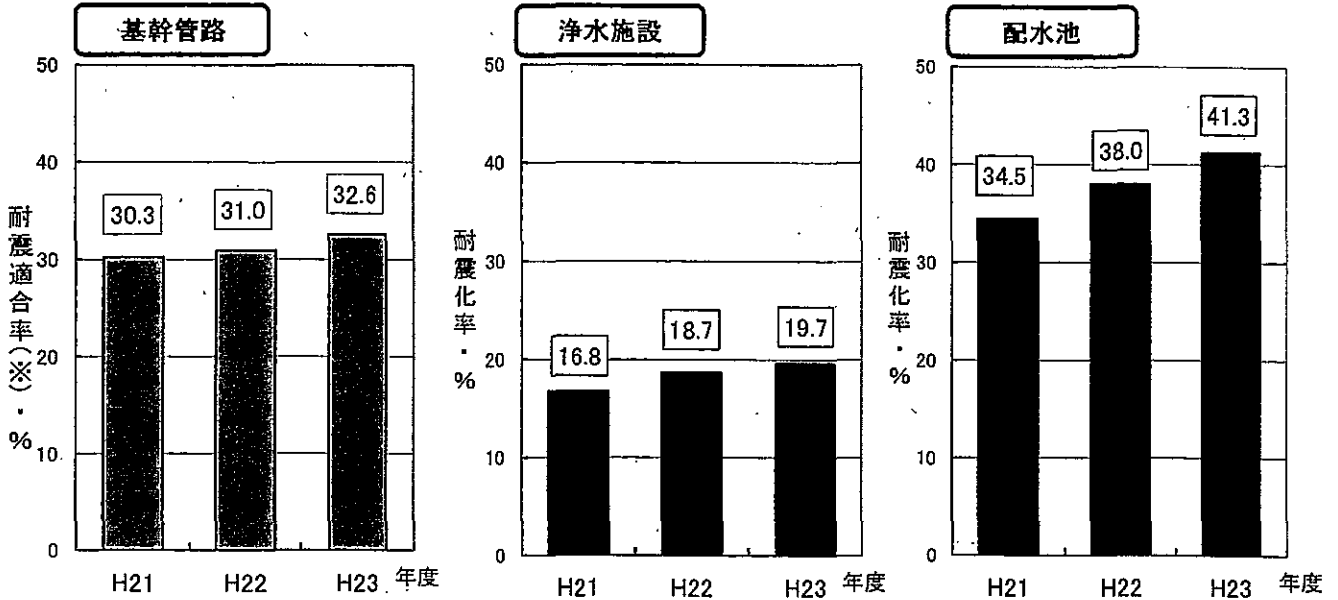
原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用

等

水道事業の耐震化の状況(平成23年度)

- 水道施設の耐震化率は、基幹的な水道管で32.6%、浄水施設19.7%、配水池41.3%であり、依然として低い状況。
- 水道事業者間でも耐震化の進捗に大きな開きがあり、全体として底上げが必要。

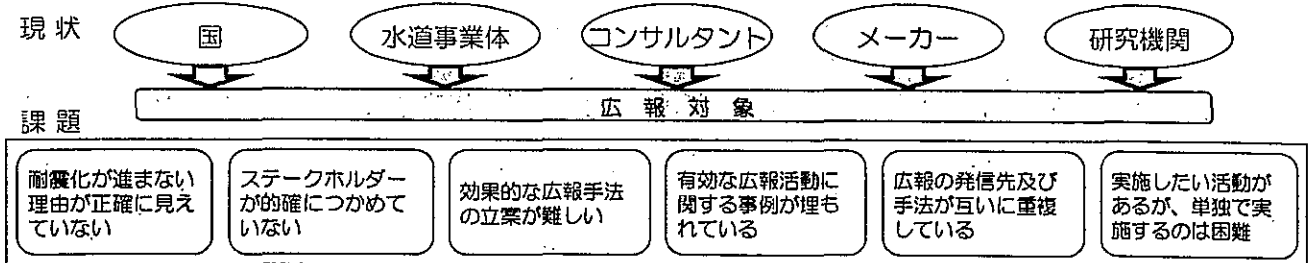


(※)耐震適合率=(耐震適合性のある基幹管路の延長)/(基幹管路の総延長)

地震時でも継ぎ目の接合部分が難脱しない構造の耐震管に加え、耐震管以外でも管路が布設された地盤性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管を含めて「耐震適合性のある管」としている。

水道耐震化推進プロジェクト(H24.11設立)

各主体がそれぞれ広報を展開・・・



水道耐震化推進プロジェクトの進め方

【現状の分析】

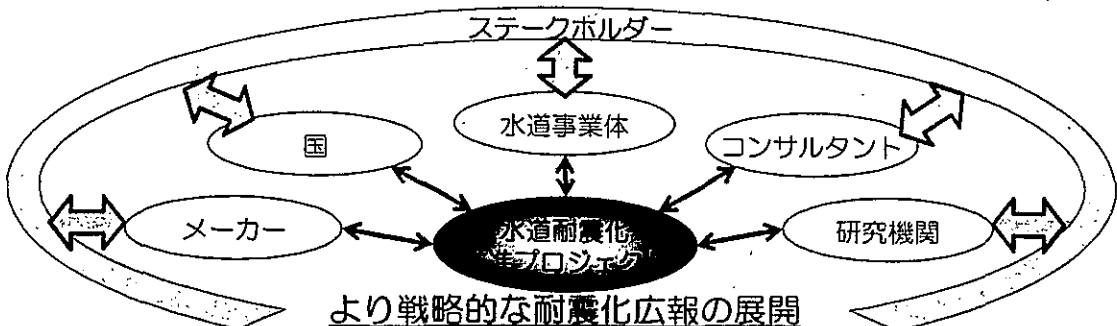
- ・耐震化の阻害要因の分析
- ・ステークホルダーの分析
- ・既存の広報リソースの掘り起こし、団体間共有

【広報手法の企画立案】

- ・現状を踏まえた戦略的・効果的広報手法の企画・立案

【活動の実施】

- ・各構成団体の役割、特徴を活かした効率的な活動の実施
- ・団体間連携の構築による広報施策の展開



近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	最大断水日数
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万戸	90日
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約130,000戸	約1ヶ月 (道路復旧等の影響地域除く)
能登半島地震	平成19年3月25日	6強	6.9	約13,000戸	13日
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約59,000戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約5,500戸	18日 (全戸避難地区除く)
岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年7月24日	6弱	6.8	約1,400戸	12日
駿河湾を震源とする地震	平成21年8月11日	6弱	6.5	約75,000戸※	3日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約256.7万戸	約5ヶ月 (津波被災地区等除く)

※駿河湾で断水戸数が多いのは緊急遮断弁の作動によるものが多数あったことによる。

主な大雨による被害

時期・地域名	断水戸数	最大断水日数
平成21年7月 中国・九州北部豪雨	約87,000戸	11日
平成22年 梅雨期豪雨(山口県、秋田県、広島県等)	約17,000戸	6日
平成23年7月 新潟・福島豪雨	約50,000戸	68日
平成23年9月 台風12号(和歌山県、三重県、奈良県等)	約54,000戸	26日(全戸避難地区除く)
平成24年7月 九州北部豪雨(大分県、熊本県、福岡県)	約11,000戸	30日

